

八戸市フグ取扱指導要綱 新旧対応表

改正	現行
<p>八戸市<u>ふぐ</u>取扱指導要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局長通知。<u>以下「局長通知」という。</u>)、「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知)、「食品表示基準」(平成27年内閣府令第10号)等に定めるもののほか、<u>ふぐ</u>の取扱いについて必要な事項を定めることにより、<u>ふぐ</u>による食中毒の発生を未然に防止することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 処理 <u>ふぐ</u>の卵巣、肝臓等の有毒部位を除去し、人の健康を損なわないように無毒化することをいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>ふぐ処理者</u> 第4条の規定により市長に認定を受けた者をいう。</p>	<p>八戸市<u>フグ</u>取扱指導要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局長通知)、「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知)、「食品表示基準」(平成27年内閣府令第10号)等に定めるもののほか、<u>フグ</u>の取扱いについて必要な事項を定めることにより、<u>フグ</u>による食中毒の発生を未然に防止することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 処理 <u>フグ</u>の卵巣、肝臓等の有毒部位を除去し、<u>又は塩蔵することにより</u>、人の健康を損なわないように無毒化することをいう。</p> <p>(2) <u>フグ取扱い</u> <u>フグを食用の目的で処理し、加工し、調理し(以下「処理等」という。)</u>、若しくは販売すること(ただし、<u>フグを使用したくん製品又は乾製品その他市長が指定するものの販売のみを行う場合を除く。</u>)又は<u>フグを用いて食品を製造することをいう。</u></p> <p>(3) <u>フグ取扱者</u> 次条に規定する八戸市<u>フグ取扱講習会(以下「講習会」という。)</u>を受講し、当該講習会の受講証の交付を</p>

八戸市フグ取扱指導要綱 新旧対応表

改正	現行
<p>(3) <u>ふぐ処理営業</u> 業としてふぐの処理を行うことをいう。</p> <p>(4) <u>ふぐ処理営業</u>者 第6条の規定により保健所長から、<u>ふぐ処理営業届出済証</u>が交付された者をいう。</p> <p>(5) <u>ふぐ処理施設</u> 飲食店営業、魚介類販売業（臨時に営業する魚介類販売業を除く。）、<u>水産製品製造業、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業</u>を行う営業に係る施設で、<u>第6条</u>の規定により保健所長から、<u>ふぐ処理営業届出済証</u>が交付された施設をいう。</p> <p>(試験)</p> <p>第3条 市長は、<u>ふぐの処理</u>を行おうとする者に、<u>ふぐの処理</u>に必要な知識及び技術等の確認のため<u>試験を実施するものとする</u>。</p> <p>2 市長は、前項の試験に代わるものとして、<u>市長以外の者が行う試験を指定することができる</u>。</p>	<p><u>受けた者若しくは当該受講証の交付を受けた者であって、一般社団法人青森県調理師会が行うフグ処理実技講習会を受講し、当該講習会の修了証の交付を受けた者（以下「実技講習会修了者」という。）又はこれらと同等以上の知識及び技術を有すると市長が認めた者をいう。</u></p> <p>(4) <u>フグ取扱営業</u> 業として<u>フグ取扱い</u>を行うことをいう。</p> <p>(5) <u>フグ取扱営業</u>者 第4条の規定により保健所長から、<u>フグ取扱営業届出済証</u>が交付された者をいう。</p> <p>(6) <u>フグ取扱営業所</u> 飲食店営業、魚介類販売業（臨時に営業する魚介類販売業を除く。）、<u>魚介類せり売営業及び魚介類の加工等</u>を行う営業に係る施設で、<u>第4条</u>の規定により保健所長から、<u>フグ取扱営業届出済証</u>が交付された施設をいう。</p> <p>(講習会等)</p> <p>第3条 市長は、<u>フグ取扱いのうち、処理済みフグを食用の目的で加工し、調理し、若しくは販売すること又は処理済みフグを用いて食品を製造することを行おうとする者に、フグによる食中毒の防止に必要な知識及び技術を習得させるため講習会を開催するものとする</u>。</p> <p>2 <u>講習会を受講できる者は、次のいずれかに該当する者とする</u>。 (1) <u>調理師法（昭和33年法律第147号）第2条の規定による調理師である者</u></p>

八戸市フグ取扱指導要綱 新旧対応表

改正	現行
	<p>(2) <u>フグ取扱営業所において2年以上その業務に従事した者</u></p> <p>(3) <u>食品衛生責任者養成講習会(八戸市食品衛生法施行条例(平成28年八戸市条例第87号。以下「市条例」という。)別表1及び別表2の食品衛生責任者の設置の欄第2項に規定する食品衛生責任者が受講すべき保健所長が適当と認める講習会をいう。)を受講した者</u></p>
<p><u>3 第1項の試験の実施及び前項の試験の指定に関して必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(ふぐ処理者の認定)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第4条 市長は、次のいずれかに該当する者をふぐ処理者として認定する。</u></p>	
<p><u>(1) 第3条に規定する試験を受験し、ふぐの処理に必要な知識及び技術等を有すると認められた者</u></p>	
<p><u>(2) 他の都道府県知事等が実施する「ふぐ処理者の認定基準について」(令和元年10月31日付け生食発1031第6号)別添に掲げる基準(以下「認定基準」という。)に適合する認定要件に基づいた試験を受験し、ふぐの処理に必要な知識及び技術等を有すると認められた者</u></p>	
<p><u>2 市長は、前項の者からふぐ処理者認定証交付申請書(別記第1号様式)の提出があったときは、内容を審査し、ふぐ処理者認定証交付台帳(別記第2号様式)に記載するとともに、ふぐ処理者認定証(別記第3号様式)を交付する。</u></p>	
<p><u>3 ふぐ処理者は、前項の認定証を亡失し、又はき損したときはふぐ処理者認定証亡失・き損届(別記第4号様式)により、記載事項に変更が生じたときはふぐ処理</u></p>	

八戸市フグ取扱指導要綱 新旧対応表

改正	現行
<p><u>者認定証変更届（別記第5号様式）により、速やかに市長に届け出ること。</u></p> <p>4 <u>市長は、前項の規定による届出者に認定証を再交付する。</u></p> <p>5 <u>ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、親族又はその他の同居者は、速やかに認定証を市長に返還すること。</u></p> <p><u>（認定の取消し及び停止）</u></p> <p><u>第5条 市長は、ふぐ処理者が次のいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消し、又は期間その他の条件を定めて当該認定を停止することができる。また、他の都道府県知事等が実施する認定基準に適合する認定要件に基づいた試験を受験し、認定証の交付を受けた者の認定の取消し又は停止をする場合は、最初に認定した他の都道府県知事等にその旨を情報提供する。</u></p> <p><u>(1) 不正な手段で認定を受けたとき。</u></p> <p><u>(2) 局長通知中の2に掲げる事項を怠ったとき。</u></p> <p><u>(3) ふぐの処理に関し食中毒その他の衛生上重大な事故を発生させたとき。</u></p> <p><u>（ふぐ処理営業の届出等）</u></p> <p><u>第6条 ふぐ処理営業を行おうとする者は、ふぐ処理営業届（別記第6号様式）に、ふぐ処理者を証する書類を添付し、保健所長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 保健所長は、前項の規定による届出があったときは、施設を確認の上、<u>ふぐ処理施設台帳（別記第7号様式）に記載す</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>（フグ取扱営業の届出等）</u></p> <p><u>第4条 フグ取扱営業を行おうとする者は、フグ取扱営業届（別記第1号様式）に、フグ取扱者を証する書類を添付し、保健所長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 保健所長は、前項の規定による届出があったときは、施設を確認の上、<u>フグ取扱営業所台帳（別記第2号様式）に記載</u></p>

八戸市フグ取扱指導要綱 新旧対応表

改正	現行
<p>るとともに、<u>ふぐ処理営業届出済証</u>（別記第8号様式。以下「届出済証」という。）を交付する。</p>	<p>するとともに、<u>フグ取扱営業届出済証</u>（別記第3号様式。以下「届出済証」という。）を交付する。</p>
<p>3 <u>ふぐ処理業者</u>は、届出済証を、<u>ふぐ処理施設</u>の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	<p>3 <u>フグ取扱業者</u>は、届出済証を、<u>フグ取扱営業所</u>の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>
<p>4 <u>ふぐ処理業者</u>は、届出済証を亡失し、若しくはき損し、又は記載事項の変更が生じたときは、<u>ふぐ処理営業届出済証亡失・き損届</u>（別記第9号様式）又は<u>ふぐ処理営業変更届</u>（別記第10号様式）を速やかに保健所長に届け出なければならない。</p>	<p>4 <u>フグ取扱業者</u>は、届出済証を亡失し、若しくはき損し、又は記載事項の変更が生じたときは、<u>フグ取扱営業届出済証亡失・き損届</u>（別記第4号様式）又は<u>フグ取扱営業変更届</u>（別記第5号様式）を速やかに保健所長に届け出なければならない。</p>
<p>5 （略）</p>	<p>5 （略）</p>
<p>6 <u>ふぐ処理業者</u>は、<u>ふぐ処理営業</u>を廃止したときは、速やかに<u>ふぐ処理営業廃止届</u>（別記第11号様式）に届出済証を添えて、保健所長に届け出なければならない。</p>	<p>6 <u>フグ取扱業者</u>は、<u>フグ取扱営業</u>を廃止したときは、速やかに<u>フグ取扱営業廃止届</u>（別記第6号様式）に届出済証を添えて、保健所長に届け出なければならない。</p>
<p>7 <u>ふぐ処理業者</u>が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、同居親族その他の同居者は、速やかに届出済証を保健所長に返還しなければならない。</p>	<p>7 <u>フグ取扱業者</u>が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、同居親族その他の同居者は、速やかに届出済証を保健所長に返還しなければならない。</p>
<p>（<u>ふぐ処理業者等の責務</u>） 第7条 <u>ふぐ処理</u>は、<u>ふぐ処理施設</u>で行わなければならない。</p>	<p>（<u>フグ取扱い</u>） 第5条 <u>フグ取扱い</u>は、<u>フグ取扱営業所</u>で行わなければならない。</p>
<p>2 <u>ふぐ処理業者</u>は、<u>ふぐ処理施設</u>ごとに、<u>ふぐ処理者</u>を1人以上置かなければならない。</p>	<p>2 <u>フグ取扱業者</u>は、<u>フグ取扱営業所</u>ごとに、<u>専任のフグ取扱者</u>を1人以上置かなければならない。</p>

八戸市フグ取扱指導要綱 新旧対応表

改正	現行
<p>3 <u>ふぐ処理は、ふぐ処理者以外は行ってはならない。ただし、当該者の立ち会いのもとに、その指示を受けてふぐ処理に従事する者についてはこの限りではない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>4 <u>ふぐ処理業者は、取り扱うふぐの種類、仕入れ先、取扱量、販売先等についてふぐ取扱記録表（別記第12号様式）を参考に記録及び保管するものとする。</u></p> <p>5 <u>ふぐ処理業者は、局長通知に掲げるふぐ処理に当たっての遵守事項を監督すること。</u></p> <p>6 <u>ふぐ処理者は、常にふぐの取扱いに関する衛生知識及び技術の向上に努めなければならない。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>3 <u>フグ取扱い（処理を行う場合に限る。以下この項において同じ。）は、フグ取扱者のうち、実技講習会修了者又はこれと同等以上の知識及び技術を有すると市長が認めた者以外は行ってはならない。ただし、当該者の立ち会いのもとに、その指示を受けてフグ取扱いに従事する者についてはこの限りではない。</u></p> <p>4 <u>フグ取扱い（処理を行わない場合に限る。以下この項において同じ。）は、フグ取扱者以外は行ってはならない。ただし、当該者の立ち会いのもとに、その指示を受けてフグ取扱いに従事する者についてはこの限りではない。</u></p> <p>5 <u>フグ取扱者は、取り扱うフグの種類、仕入れ先、取扱量、販売先等についてフグ取扱記録表（別記第7号様式）を参考に記録及び保管するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>6 <u>フグ取扱者は、常にフグの取扱いに関する衛生知識及び技術の向上に努めなければならない。</u></p> <p><u>（施設設備等）</u></p> <p><u>第6条 フグ取扱営業所は、青森県食品衛生法施行条例（平成12年青森県条例第18号）第4条に定める施設基準を満たさなければならない。</u></p>

八戸市フグ取扱指導要綱 新旧対応表

改正	現行
<p>(販売)</p> <p><u>第8条</u> <u>ふぐ</u>は、処理されたものでなければ、販売できないものとする。ただし、<u>ふぐ処理業者</u>又は都道府県知事等によって認められた者に販売する場合は、この限りではない。</p> <p>2 内臓を除去し、皮をはいだ<u>ふぐ</u>（<u>みがきふぐ</u>）は、有毒部位を完全に除去したものでなければ、販売できないものとする。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第9条</u> この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。</p>	<p>2 <u>処理を行うフグ取扱営業所</u>は、<u>前項の基準に加え、次の各号に定める要件を満たさなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該施設における通常のフグの取扱量に応じた広さがあり、清掃しやすい構造で他と一定の区分がなされていること。</u></p> <p>(2) <u>必要に応じて、フグ専用の収納区分を有する冷蔵設備等を備えること。</u></p> <p>(3) <u>処理に使用する専用の器具、容器等を備えていること。</u></p> <p>(4) <u>処理によって除去した有毒部位を収納する不浸透性で施錠できる容器を備えていること。</u></p> <p>3 <u>フグ取扱業者は、市条例第3条に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>(販売)</p> <p><u>第7条</u> <u>フグ</u>は、処理されたものでなければ、販売できないものとする。ただし、<u>フグ取扱業者</u>又は都道府県知事等によって認められた者に販売する場合は、この限りではない。</p> <p>2 内臓を除去し、皮をはいだ<u>フグ</u>（<u>みがきフグ</u>）は、有毒部位を完全に除去したものでなければ、販売できないものとする。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第8条</u> この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。</p>

八戸市フグ取扱指導要綱 新旧対応表

改正	現行
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から実施する。</p> <p>2 この要綱の実施の日の前日までに、すでに青森県フグ取扱指導要綱に基づきなされた手続きその他の行為は、この要綱の規定によってなされた手続きその他の行為とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から実施する。</p> <p>2 この要綱の実施の日の前日までに、すでに青森県フグ取扱指導要綱に基づきなされた手続きその他の行為は、この要綱の規定によってなされた手続きその他の行為とみなす。</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 29 年 12 月 21 日から実施する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 29 年 12 月 21 日から実施する。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>2 <u>改正前の八戸市ふぐ取扱指導要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づくフグ取扱者（改正前の要綱第 3 条に規定する八戸市フグ取扱講習会を受講し、当該講習会の受講証の交付を受けた者であって、当該一般社団法人青森県調理師会が行うフグ処理実技講習会を受講し、当該講習会の修了証の交付を受けた者又はこれらと同等以上の知識及び技術を有すると市長が認めた者に限る。以下「既存ふぐ処理者」という。）については、改正後の八戸市ふぐ取扱指導要綱の規定に基づくふぐ処理者とみなす。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>別記</p> <p>第 1 号様式 <u>ふぐ処理者認定証交付申請書</u></p> <p>第 2 号様式 <u>ふぐ処理者認定証交付台帳</u></p> <p>第 3 号様式 <u>ふぐ処理者認定証</u></p> <p>第 4 号様式 <u>ふぐ処理者認定証亡失・き損届</u></p> <p>第 5 号様式 <u>ふぐ処理者認定証変更届</u></p> <p>第 6 号様式 <u>ふぐ処理営業届</u></p>	<p>別記</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 1 号様式 <u>フグ取扱営業届</u></p>

八戸市フグ取扱指導要綱 新旧対応表

改正	現行
第7号様式 <u>ふぐ処理施設台帳</u>	第2号様式 <u>フグ取扱営業所台帳</u>
第8号様式 <u>ふぐ処理営業届出済証</u>	第3号様式 <u>フグ取扱営業届出済証</u>
第9号様式 <u>ふぐ処理営業届出済証亡失・ き損届</u>	第4号様式 <u>フグ取扱営業届出済証亡失・ き損届</u>
第10号様式 <u>ふぐ処理営業変更届</u>	第5号様式 <u>フグ取扱営業変更届</u>
第11号様式 <u>ふぐ処理営業廃止届</u>	第6号様式 <u>フグ取扱営業廃止届</u>
第12号様式 <u>ふぐ取扱記録表</u>	第7号様式 <u>フグ取扱記録表</u>